

第 4 7 号議案

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 5 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を次のとおり改める。

- (4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託並びに設備の借入れ及び保守に関する契約

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を
定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 長期継続契約を締結することができる契約のうち、庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託に関する契約に、設備の借入れ及び保守に関する契約を加えること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。